

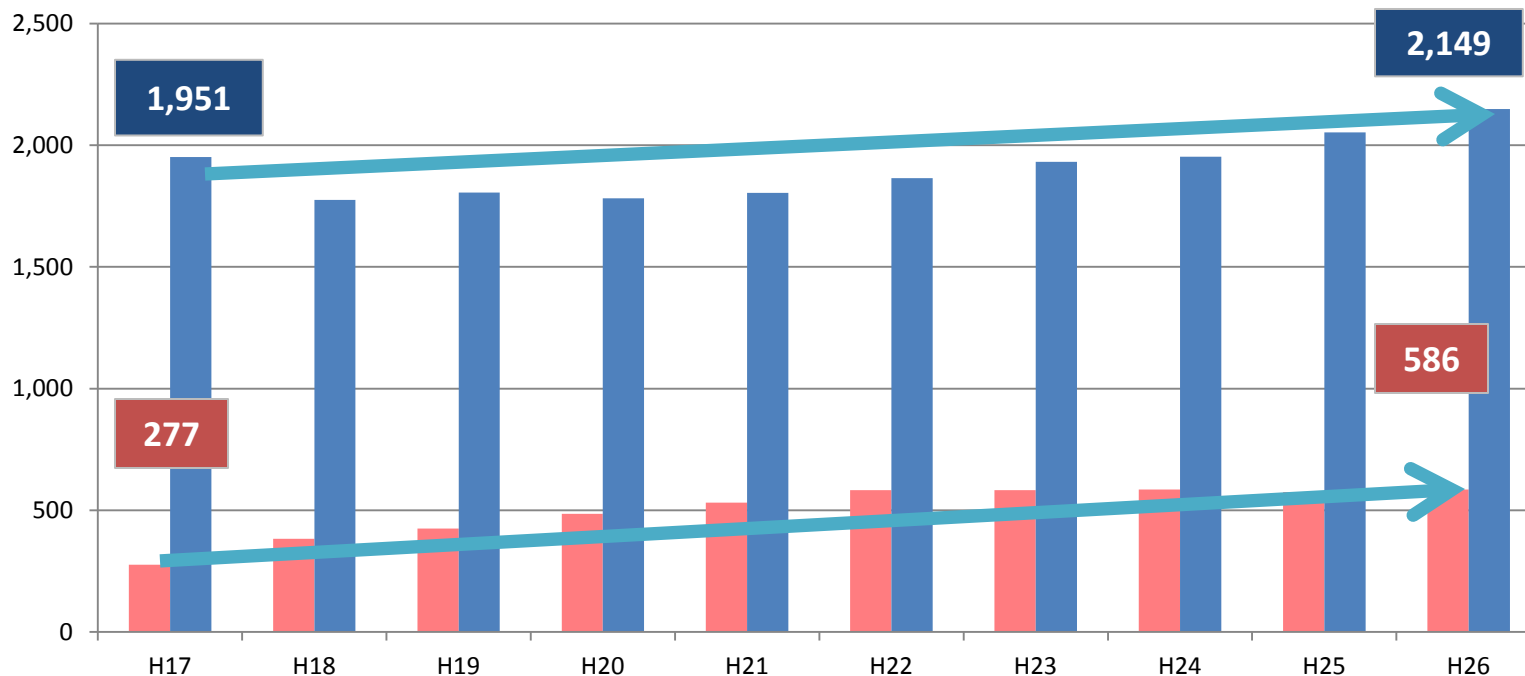
# 介護予防・日常生活支援総合事業 第2回事業者説明会



平成28年9月29日・30日  
中新川広域行政事務組合  
介 護 保 険 課

## 要介護(要支援)認定者数の推移

(人)



### 10年間で

要介護認定者数

は1割増えた

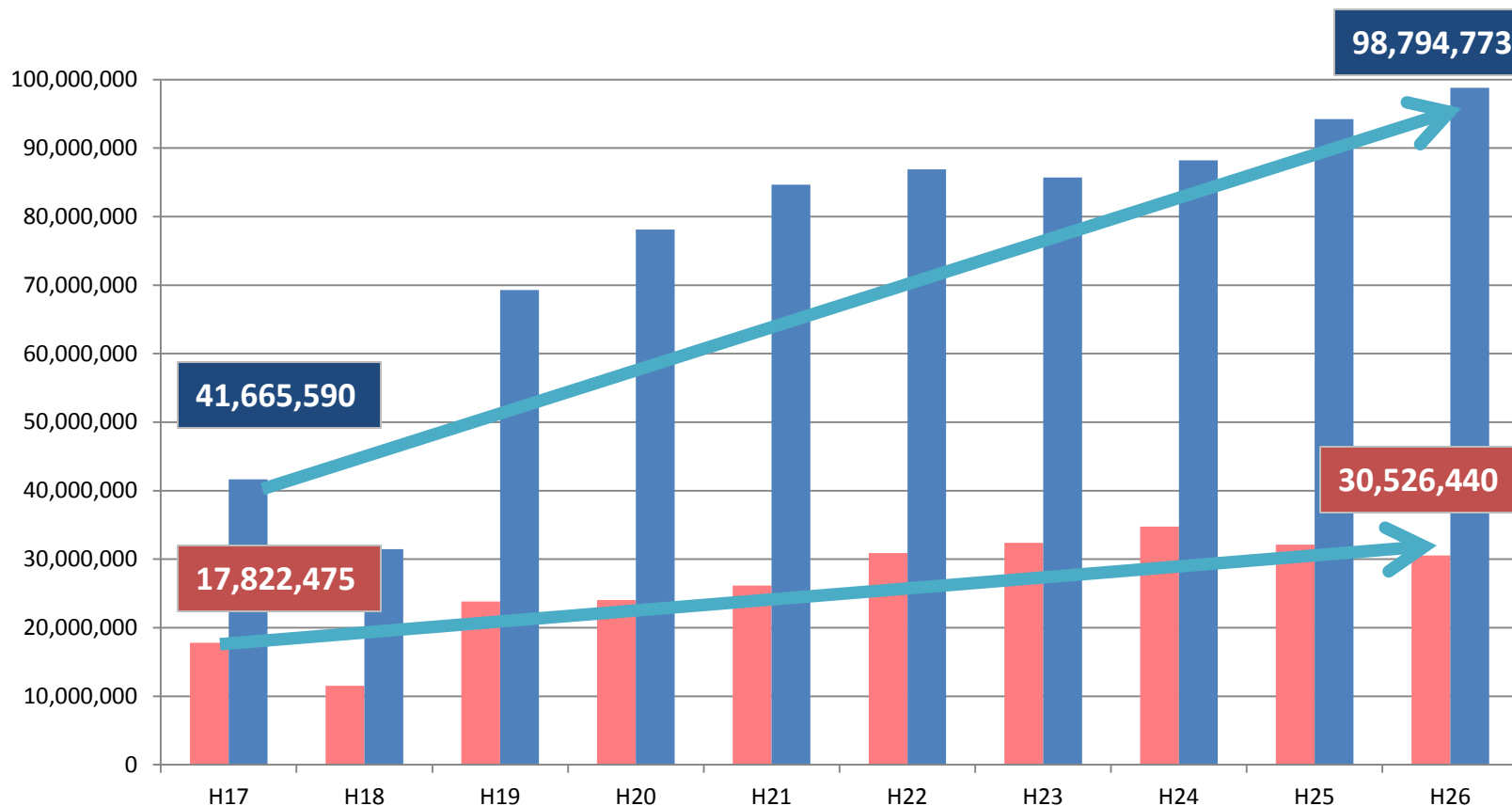
要支援認定者数

は2倍になった

# 中新川広域の現状

## 要支援者の通所・訪問サービス給付費の推移

(円)



**10年間で**

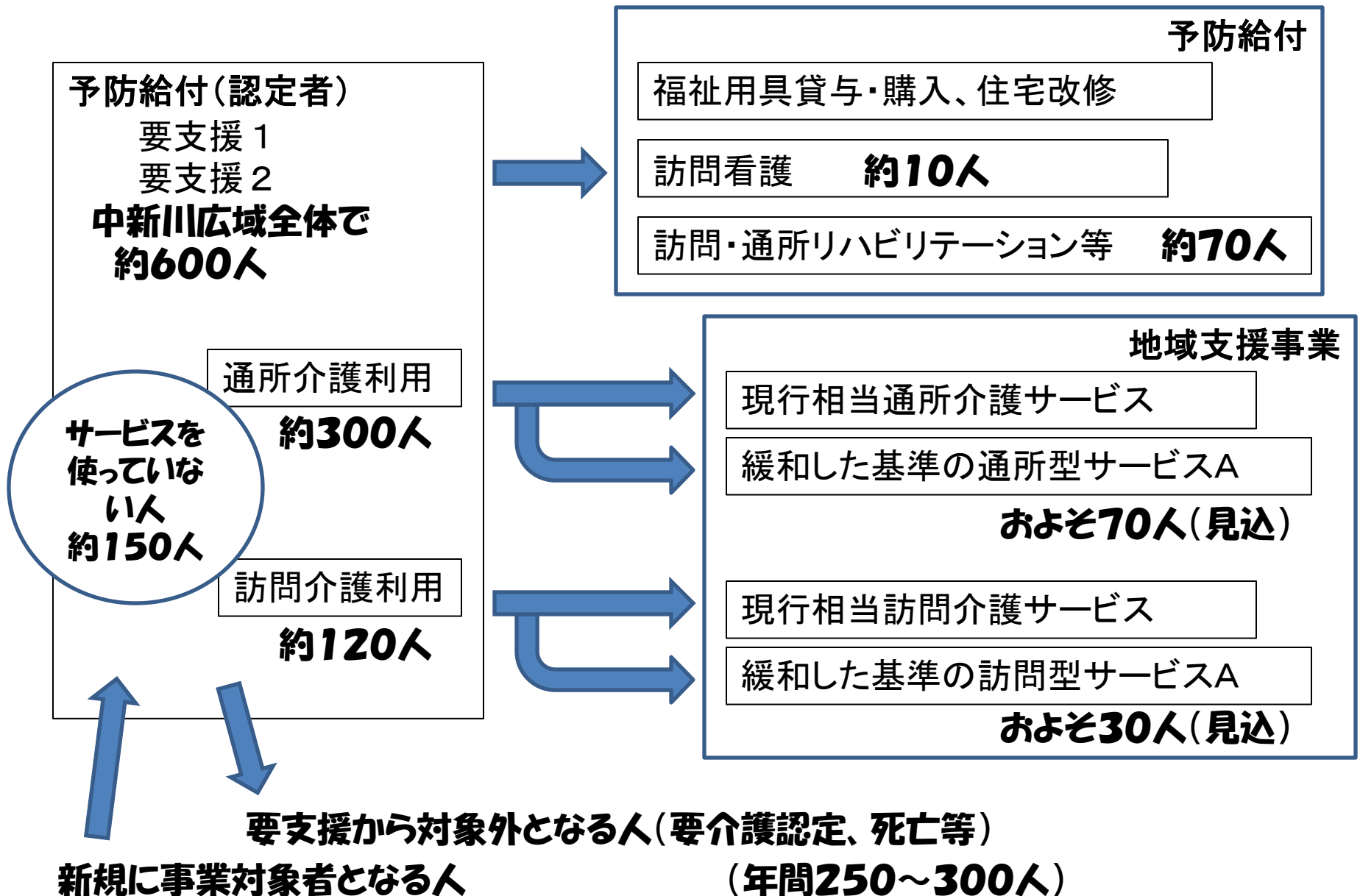
**介護予防通所介護**

**は2倍になった**

**介護予防訪問介護**

**は1.5倍になった**

# 想定される移行の状況



※サービス利用の重複があるので合計は一致しません。見込数は最大値で推計しました。

# 【参考】新しい地域支援事業の構成

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

介護給付 (要介護 1～5)

介護予防給付 (要支援 1・2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営
  - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様



事業に移行



全市町村で実施



多  
様  
化

介護給付 (要介護 1～5)

介護予防給付 (要支援 1・2)

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援 1・2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス(配食等)
  - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備  
(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**

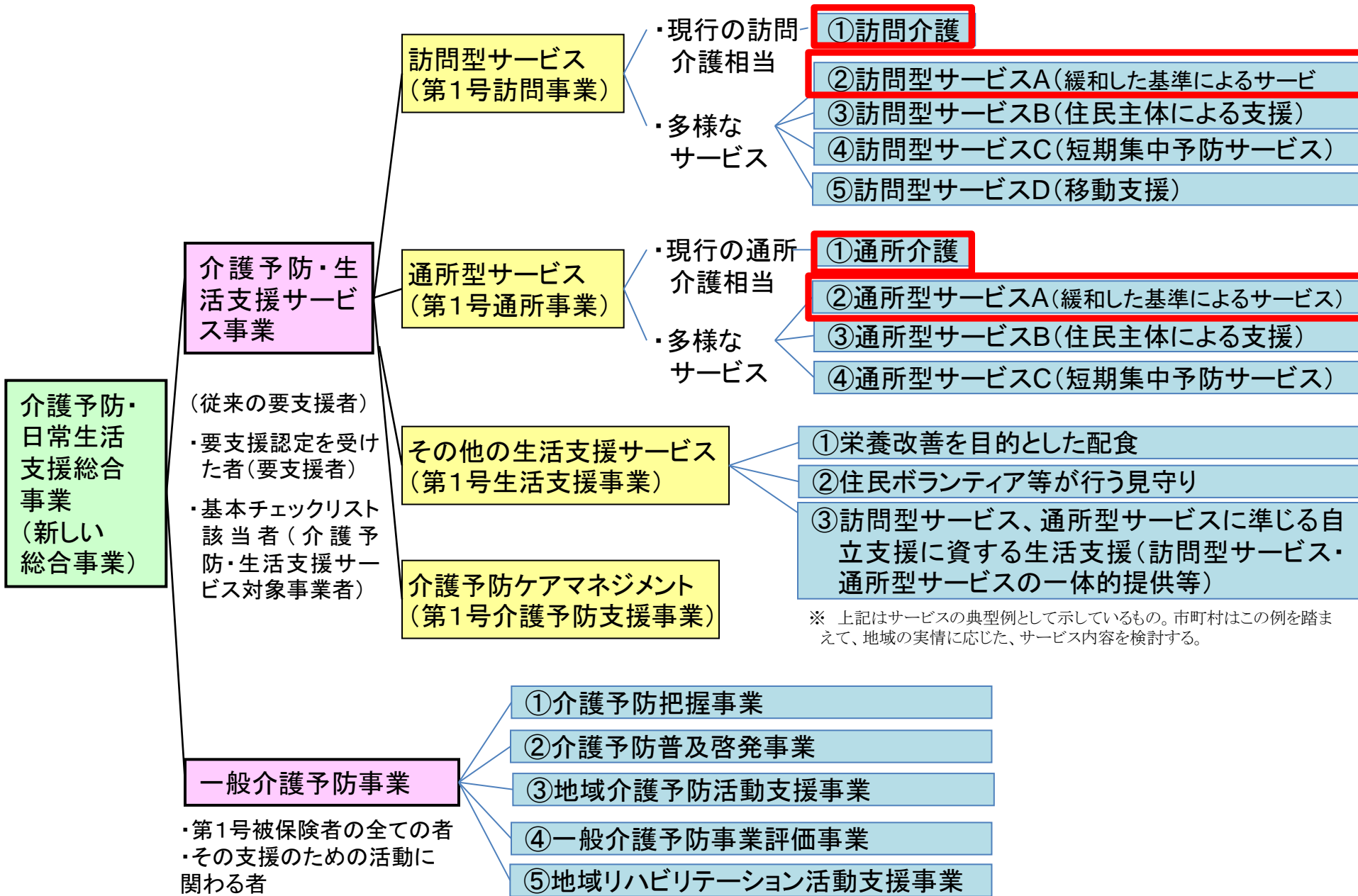
- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充  
実

地域支援事業

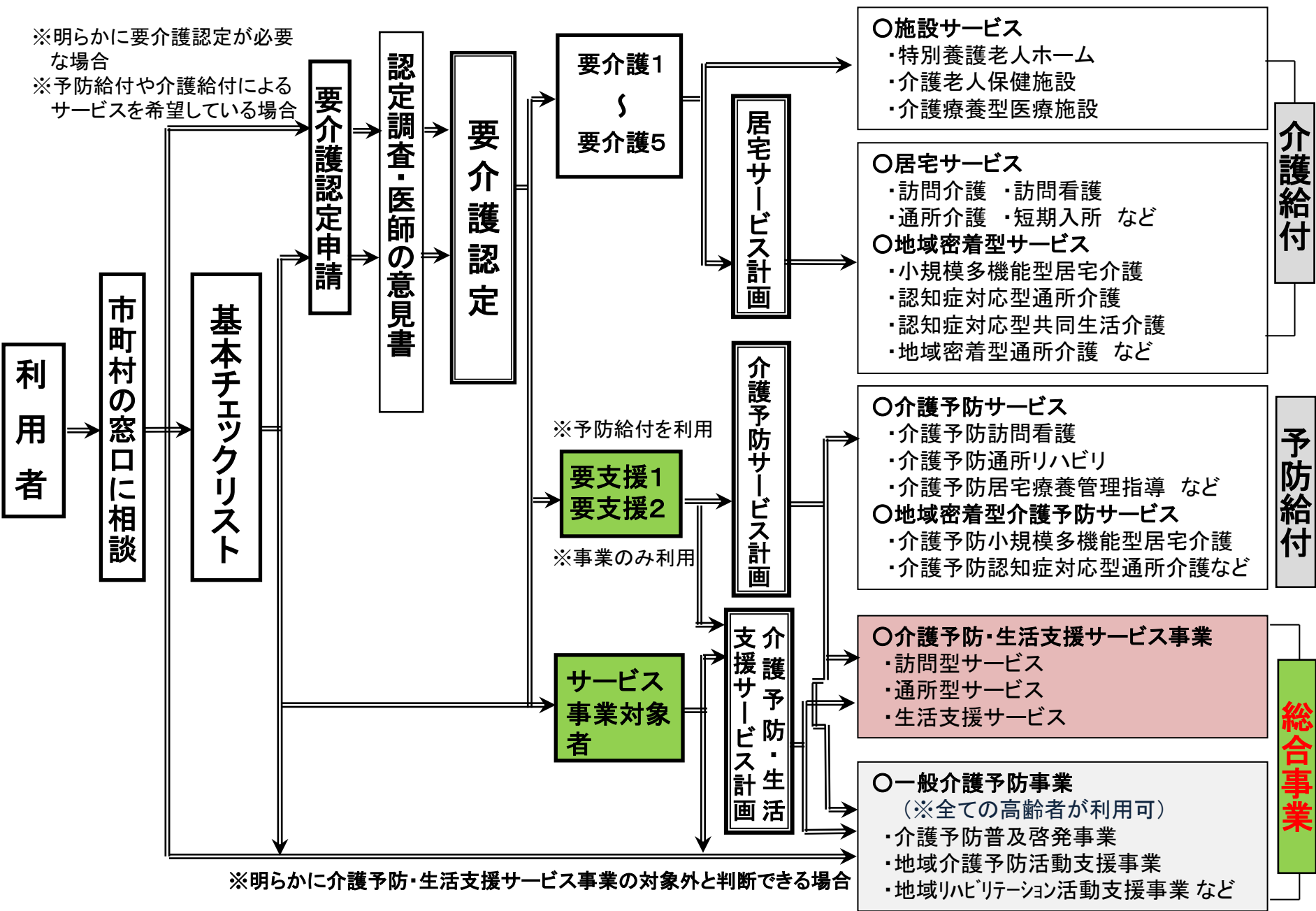
地域支援事業

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



# 【参考】介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護認定が必要な場合  
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業への移行方法

- 平成29年4月より平成30年3月までの一年間で、要支援認定の更新の時期に合わせて段階的に新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行(平成29年度末をもって、予防給付のうち通所介護及び訪問介護サービスは終了)。

